令和5年度

人事行政の運営等の状況

港区

1 任免及び職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)(単位:人)

	区	分		職	数		増 減 状 況
	部	門		令和4年	令和5年	対前年比	主な増減理由
		議	会	15	14	△1	人員配置の変更(育児休業代替任期付職員の減)
		総務·	企画	487	499	12	運営体制の見直し
普	一般	税	務	66	69	3	人員配置の変更(育児休業代替任期付職員の増)
通	行	民	生	751	764	13	運営体制の見直し、人員配置の変更(育児休業代替任期付職員の増)
会	政 部	衛	生	294	282	△12	運営体制の見直し
計	門	労働・	商工	20	20	_	
部	1.3	土	木	228	226	$\triangle 2$	運営体制の見直し
門		言	+	1,861	1,874	13	
		教 育 部	門	258	247	△11	運営体制の見直し
		小	計	2, 119 (31)	2121 (34)	(3)	
公会		国 保 事	業	40	39	$\triangle 1$	人員配置の変更(暫定再任用短時間勤務職員の増)
		介護保険	事業	41	36	△5	人員配置の変更(育児休業代替任期付職員の減等)
営計企業	企 部 後期高齢者医療		寮事業等	9	9	_	
等門		小	計	90	84	<u>∆</u> 6	
				(2)	(3)	(1)	
	合	計		2, 209	2, 205	$\triangle 4$	
	н	пі		(33)	(37)	(4)	

|注1| 職員数は、一般職に属し、地方公務員の身分を保有する休職中の職員、派遣職員(一部事務組合派遣等 18 人を除く。)を含み、臨時・非常勤職員を除いています。(地方公共団体定員管理調査報告数値)

|注2| ()は、暫定再任用短時間勤務職員(令和4年については、再任用短時間勤務職員)の人数であり、外数です。

注3 改正地方公務員法の施行(令和5年4月)により、定年退職後の職員については、令和4年度は再任用職員又は再任用短時間 勤務職員、令和5年度は暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員と記載を使い分けています。

(2) 職員数の推移

(各年4月1日現在)(単位:人)

区 分部 門	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,774	1,794	1,812	1,859	1,861	1,874	100 (5.6%)
教 育	298	288	288	277	258	247	△51 (△17.1%)
公営企業等会計	91	90	91	89	90	84	△7 (△7.7%)
総合計	2, 163	2, 172	2, 191	2, 225	2, 209	2, 205	42 (1.9%)

|注 1 | 職員数は、地方公共団体定員管理調査報告数値です。

注2 「過去5年間の増減数(率)」とは、平成30年に対する令和5年の数値となります。

参考 第2次港区職員定数配置計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画	期間	r-1 1-111	**- /士	/ / √\$	*** /士
始期終期		日偿	数值	美 領	数值
平成19年4月1日 平成28年4月1日		△360 人	△15.3%	△362 人	△15.4%

(3)職員の採用及び退職等の状況

(令和4年度)(単位:人)

	=									
区分			離職							
	採用			退職				免 職		.1≑ △
職種		定年	勧奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	合 計
一般行政職										
税務職	94	33	24	38	0	0	0	0	0	95
福祉職	94	55	24	90	U	U	U	U	U	95
医療職										
技能労務職	6	9	2	1	0	0	0	0	0	12
教 育 職	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4
A ₹1	100	42	26	43	0	0	0	0	0	111
合 計	(174)	(0)	(0)	(3)	(0)	(16)	(0)	(0)	(0)	(19)

注 1 ()は、再任用職員で外数です。

注2 育児休業代替任期付職員は含みません。

(4)年齡別職員構成(令和5年4月1日現在)



注 暫定再任用職員を含みます。

(5) 職員の職務別構成

(令和5年4月1日現在)

(1)「柳泉の柳柳柳柳							
	性別	男	-	す	ζ	合	計
職務		数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)
	部長級	18	1.71	3	0.25	21	0.93
	総括課長	17	1.62	4	0.33	21	0.93
	課長級	46	4.37	12	0.99	58	2.57
. 机几	課長補佐	50	4.75	29	2.40	79	3.50
一般 行政職等	係長級・主査	201	19.11	202	16.72	403	17.83
11吨从时之	主任	258	24.52	407	33.69	665	29.42
	係員	277	26.33	457	37.83	734	32.48
	統括指導主事	1	0.09	0	0.00	1	0.04
	指導主事	4	0.38	0	0.00	4	0.18
	統括対能長	2	0.19	0	0.00	2	0.09
技 能	技能長	27	2.57	0	0.00	27	1.19
労務職	技能主任	104	9.89	28	2.32	132	5.84
	主事	44	4.18	2	0.17	46	2.04
	園長	2	0.19	9	0.75	11	0.49
教育職	副園長	1	0.09	3	0.25	4	0.18
	主任教諭	0	0.00	24	1.99	24	1.06
	教諭	0	0.00	28	2.32	28	1.24
2	計	1,052	100.00	1,208	100.00	2, 260	100.00

注1 暫定再任用職員を含みます。

注2 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

注3 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

(6)職員の昇任及び降任の状況

区分			降任			
職種	係長級	課長級	部長級	幼稚園副園長	幼稚園園長	降
一般行政職等	45	9	4	_	_	2
教 育 職	_	_	_	1	1	1
合 計	45	9	4	1	1	3

注 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

2 人事評価の状況

(1) 勤務評価の概要

評価項目	評価の概要		評価要素	
計価項目	評価の概安	課長補佐・係長級	主任・係員	技能系職員
娄縖瓡価	設定した目標に対する成果及び日常 の職務遂行における業績と貢献を総合	仕事の成果	仕事の成果	仕事の成果
兼領評価	し、客観的な評価基準に基づき、5段階 の絶対評価を行います。	役割達成度	役割達成度	役割達成度
		倫理	倫理	倫理
		課題対応	知識・技術	知識・技能
 行動評価	職務遂行の過程で発揮された能力及 び行動を客観的な評価基準に基づき、 5段階の絶対評価を行います。	判断・企画	判断・企画	コミュニケーション
1 1 到 計 1 回		協調性	コミュニケーション	業務遂行
		説明・調整	業務遂行	
		業務遂行		
総合評価	業績評価及び行動評価の内容を踏まえ 切に反映させます。	と、評価集団ごとに5段階 <i>の</i>)相対評価を行い、評価結り	果を昇給等の給与制度に適

注1 評価の対象者:課長補佐以下の常勤職員(技能労務職を含む。) 評価期間:毎年1月1日から12月31日まで 注2 管理職については、これとは別に勤務評価を実施しています。

(2) 評価者訓練の実施状況

名 称	対象者	概 要	実施回数
人事評価研修	管理職(新任管理職及び転入管理職については必修対象者としています。)	人事評価制度説明及び人事評価 演習	年1回
評価補助者研修	保育園長、児童館長(飯倉学童クラブ等 事業担当係長を含む。)、まちづくり係技 能長、清掃事業係長及び清掃事業係統括 技能長(新たに評価補助者になった者に ついては必修対象者としています。)	人事評価制度説明及び評価補助 演習	年1回

注 着任又は昇任した小・中学校長及び幼稚園長については、これとは別に人事評価制度の説明を行っています。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和4年度	26万3,970人 (令和5年4月1日現在)	1,720億4,789万円	116億5,508万1,000円	202億5,867万5,000円	11.8%

注 人件費には、特別職(区長、区議会議員等)に支給される給料、報酬等も含まれています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

	職員数		1人当たりの給与費			
区分	職貝奴 (A)	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	I入当たりの船子員 (B/A)
令和4年度	2,119人	64億2,714万7,000円	26億9,013万4,000円	31億4,229万1,000円	122億5,957万2,000円	579万円

|注1||職員手当には、退職手当は含まれていません。

注2 職員数は、「地方公務員給与実態調査」による令和4年4月1日現在の普通会計に属する職員の人数です。

注3 給与費欄については、1,000円未満切り上げのため各項目の合計と計(B)が一致しない場合があります。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港区	29万9,954円	41万1,101円	40.7歳
東京都	31万6,277円	45万1,385円	42.4歳

② 技能労務職

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港区	27万9,199円	36万7,628円	52.6歳
東京都	28万7,646円	38万8,055円	50.5歳

③ 教育職(幼稚園教育職員)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港区	32万1,853円	42万3,413円	39.4歳
東京都	33万7,727円	43万7,064円	40.0歳

注1 「平均給料月額」とは、令和5年4月現在における職種ごとの職員の基本給の平均額です。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

注3 「③教育職」における東京都の値は、小中学校教育職員の平均値です。

(4)ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日現在)

区 分	平成 30 年度	令和4年度
港区	100.1	98.8
特別区平均	100.1	98.8
全国平均	99.1	98.7

注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 職員の学歴別初任給の状況

(令和5年4月1日現在)

(0) / ///// 1 / 11/11/11/11/11/11/11/11/11/	コエルロ・シャインロ		(14 14 0 1 17 14 17 1A 7				
区	分	港区	東京都	国			
一般行政職	大学卒	18万8,200円	18万7,900円	18万5,200円			
一放打」以報	高 校 卒	15万2,100円	15万2,200円	15万4,600円			
技能労務職		14万7,500円	14万9,600円	_			

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和5年4月1日現在)

(-) 1/42 (-1											
区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年							
一般行政職	大学卒	27万6,614円	33万 102円	36万 13円							
一加又打」以和	高校卒	23万1,967円	27万 614円	31万8,900円							
技能労務職		20万9,960円	22万3,875円	30万4,740円							

(7) 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況(令和5年4月1日現在)

① 行政職給料表(一)

1級 係員の職務 712 37.8 係員 712 712 712 37.8 係 分	職務の級	等級別基準職務表に規定する	合	計	内訳			職制上の	
1 放 保長の職務	(等級)	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級 主任の職務 630 33.5 主任(暫定再任用短時間) 20 630 33.5 主金 4級 課長補佐の職務 377 20.0 20.0 副係長 95 377 20.0 条長(暫定再任用短時間) 377 20.0 条長(暫定再任用短時間) 1 20.0 条長 4級 課長補佐の職務 74 3.9 銀長 1 1 377 20.0 条長 4級 課長補佐の職務 74 3.9 課長 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 16 2 16 2 16 2 16 2 16 2 16 3	1級	係員の職務	712	37.8			712	37.8	係員
担当係長 129 館長 3 國長 13 所長 2 副係長 2 副係長 2 副係長 95 主査 8 副館長 30 係長 世当係長 15 15 15 15 15 15 15 1	2 級	主任の職務	630	33.5	主任 主任 (暫定再任用短時間)	20	630	33.5	主任
4級 課長補佐の職務 74 3.9 担当係長 15 館長 2 回展長 2 回来長又は副参事の職務 72 3.8 課長 48 室長 2 回来長 2 回来長 2 回来日本 2 下長 2 回総合支所長 2 回総合支所長 5 回接 2 回接	3 級	係長、担当係長又は主査の職務	377	20.0	担当係長 館長 園長 所長 副係長 主査 副館長 副園長 係長(暫定再任用短時間)	129 3 13 2 95 8 5 30 1 377	377	20.0	係長
5級 課長、担当課長又は副参事の職務 72 3.8 室長 担当課長 副参事 次長 所長 副総合支所長 11 2 所長 副総合支所長 72 3.8 課: 6級 部長、担当部長又は参事の職務 17 0.9 部長 担当部長 室長 会計管理者 10 担当部長 2 同長 3 2 会計管理者 17 0.9 部:	4級	課長補佐の職務	74	3.9	担当係長 館長 園長 副係長	15 1 2 2	74	3.9	課長補佐
6級 部長、担当部長又は参事の職務 17 <td< td=""><td>5 級</td><td>課長、担当課長又は副参事の職務</td><td>72</td><td>3.8</td><td>課長 室長 担当課長 副参事 次長 所長 副総合支所長</td><td>48 2 11 2 2 2 2 5</td><td>72</td><td>3.8</td><td>課長</td></td<>	5 級	課長、担当課長又は副参事の職務	72	3.8	課長 室長 担当課長 副参事 次長 所長 副総合支所長	48 2 11 2 2 2 2 5	72	3.8	課長
合計 1,882 100.0	6 級				部長 担当部長 局長 室長	2	17	0.9	部長

(2) 行政職給料表(二)

職務の級	等級別基準職務表に規定する	合	計	内訳		職制上		の段階
(等級)	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
				係員	44			
1級	係員の職務	45	21.7	係員(暫定再任用短時間)	1	45	21.7	係員
				計	45			
				技能主任	121			
2 級	技能主任の職務	133	64.3	技能主任(暫定再任用短時間)	12	133	64.3	技能主任
				計	133			
				技能長	26			
3級	技能長又は担当技能長の職務	27	13.0	技能長(暫定再任用短時間)	1	27	13.0	技能長
				計	27			
4級	統括技能長の職務	2	1.0	統括技能長	2	2	1.0	∀ *+ ₹ ++ ₽¢ ≡
4 形义	がパロストロンスレン・科のグラ	4	1.0	計	2	4	1.0	統括技能長
	合計	207	100.0					

③ 医療職給料表(一)

職務の級	等級別基準職務表に規定する	合計		内訳			職制上の段階		
(等級)	基準となる職務	(人)	(%)	職名		(人)	$\langle \mathcal{X} \rangle$	(%)	段階
1 \$77.	係長、担当係長又は主査の職務	1	25.0	副係長		1	1	25.0	☆ 臣
1級	保技、担当保技人は土重の収労	1	25.0		罪	1	1	25.0	係長
2級	課長、担当課長又は副参事の職務	1	25.0	課長		1	1	25.0	課長
Z 119X		1	25.0		計	1	1	45.0	林 及
3級	部長、担当部長又は参事の職務	2	50.0	所長	·	2	2	50.0	部長
J NYX	即及、追当即及人は参事の職務	۷	30.0		計	2	7	30.0	איום
	合計	4	100.0						

④ 医療職給料表(二)

職務の級	等級別基準職務表に規定する	合	計	内訳			職制上の	の段階	
(等級)	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	係員の職務	4	26.7	係員	4	4	26.7	係員	
1 79文		4	20. 1	뉡	4	4	40.1	休貝	
2級	主任の職務	4	26.7	主任	4	4	26.7	主任	
2 NYX	土工の知識分	4	20. 1	計	4	4	20.1	土江	
	係長、担当係長又は主査の職務	7	7 46.7	担当係長	1			係長	
3級				副係長	4	7	46.7		
J HYX				副所長	2] '			
				計	• 7				
4級	 課長補佐の職務	0	0.0	_	_	0	0.0	課長補佐	
7 ///	株政市にジャ版4万	U	0.0	計	. 0	U	0.0	林以 州位	
5級	 課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	_	_	0	0.0	課長	
J /IYX		U	0.0	큵	. 0	U	0.0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	合計	15	100.0						

⑤ 医療職給料表 (三)

職務の級	等級別基準職務表に規定する	合計 内訳)段階		
(等級)	基準となる職務	(人)	(%)	職名		(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	16	28.6	係員		16	16	28.6	係員
1 7以		10	40.0		計	16	10	40.0	休貝
2級	主任の職務	21	37.5	主任		21	21	37.5	主任
2 NYX	土仕り和政分	41	31.3		計	21	41	31.3	土江
	係長、担当係長又は主査の職務		Ī	担当係長		2			
3級		13		副係長		5	13	23. 2	係長
J AVX				主査		6	13	43.4	
					計	13			
				係長		1			
4級	 課長補佐の職務	5	8.9	担当係長		2	5	8.9	課長補佐
4 //9X	武汉11日1年0月11日7月	J	0. 3	副係長		2	J	0. 3	承 及刑伍
					計	5			
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	1	1.8	課長		1	1	1.8	課長
J /IYX		1	1.0		計	1	1	1.0	本 以
	合計	56	100.0						

⑥ 幼稚園教育職給料表

少 劝准图软件	少 初任函教自城和行致									
職務の級	等級別基準職務表に規定する	合	·計		内訳)段階	
(等級)	基準となる職務	(人)	(%)		職名		(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 4円 サレニム の 円炉 マケ		49 4	教諭			28	28	42.4	教諭
1 形文	教諭の職務	28	42.4			計	28	40	42.4	秋
2級	主任教諭の職務	24	36.4	主任教諭			24	24	36.4	主任教諭
2 79X	土工学文副のプロスクラ	24	30.4			計	24	24	30.4	
3級	副園長の職務	3	4.5	副園長			3	9	4.5	副園長
э лух	町園文の 職務	ა	4. 3			計	3	ა	4. 5	即图文
4級	園長の職務	11	16.7	園長			11	11	16.7	園長
4 形义	国立の現場	11	10.7			計	11	11	10.7	图文
	合計	66	100.0							_

注1 職員数は、「港区職員の給与に関する条例」及び「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分によるものです。

注2 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

注3 指導主事は含まれません。

(8) 昇給への勤務成績の反映状況

区分	総職員数(A)	勤務成績の区分が「最上位」(6号昇給)または「上位」 (5号昇給)により昇給した職員数(B)	比率(B/A)
令和4年度	1,778人	674人	37.9%

注1 総職員数には、一般行政職、技能労務職の他、医療職、福祉職等を含み、幼稚園教育職員、指導主事、再任用職員等は含まれません。 注2 「最上位」及び「上位」の職員は、標準(4号昇給)の職員と比べて「最上位」は2号、「上位」は1号拡大された昇給幅が付与されています。

(9)職員手当の状況

① 期末・勤勉手当

(令和5年4月1日現在)

区 分	港	区	東	京都	国		
令和4年度	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
支給月数	2.40月分 (1.35月分) (1.05月分)		2.40月分 (1.35月分)	2.15月分 (1.05月分)	2.40月分 (1.35月分)	2.00月分 (0.95月分)	
加算措置 の状況			役職等によ	る加算措置 有			

注()は、再任用職員の支給月数です。

② 退職手当

(令和5年4月1日現在)

<u> </u>										
	区 分	港	区	東	京都	国				
	三 分	自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨			
	勤続 20 年	18.00月分	24.55月分	23.00月分	23.00月分	19.6695月分	24.586875月分			
	勤続 25 年	28.00月分	32.95月分	30.50月分	30.50月分	28.0395月分	33.27075月分			
	勤続 35 年	39.75月分	47.70月分	43.00月分	43.00月分 43.00月分		47.709月分			
退職	最高限度額	39.75月分	47.70月分	43.00月分 43.00月分		47.709月分	47.709月分			
手当	その他の加算	定年前早期退職者に対する特例措置								
1	措置		是	- 中刊 - 中刊 区	に刈りる特別指画	•				
	1人当たりの平									
	均支給額	159万6,970円	1,934万3,838円							
	(令和4年度)									

③ 地域手当 (令和5年4月1日現在)

			(1111-1-74-1-7612)
支給実績(令和4年度決算)		15億4,974万円	
支給職員1人当たり平均支給	年額(令和4年度決算)	70万3,466円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
港区	20%	20%	

④ 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決	' 算)	3,258万3,000円			
支給職員1人当たり平均	均支給年額(令和4年度決算)	17万9,025円			
職員全体に占める手当	4支給職員の割合(令和4年度)		8.3%		
手当の種類 (手当数)			9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価		
訪問指導業務手当	福祉事務所に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法等に定める 業務を行うための家庭訪問	日額470円		
特定危険現場業務手当	支給対象業務に従事した職員	建築物等の建設現場における工事監督又 は検査の業務等	日額 240円~410円		
公害検査業務手当	公害行政を主管する課に勤務する職員	大気汚染防止法等に基づく公害の検査業 務	日額220円		
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員	感染症予防法に定める感染症等の患者等 に接触する業務	日額 310円~4,000円		
放射線業務従事手当	保健所に勤務する職員	エックス線操作の業務	日額650円		
有害物等取扱手当	保健所に勤務する職員	有害な薬物を使用した試験等	日額310円		
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務等	日額700円		
一時保護業務手当	児童相談所に勤務する職員	児童の一時保護業務	日額1,470円		
児童相談所業務手当	児童相談所に勤務する職員	児童福祉法に定める業務を行うための家 庭訪問、指導、相談等	日額950円		

⑤ 超過勤務手当

(令和5年4月1日現在)

	(1/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/1
支給実績(令和4年度決算)	7億7,039万3,000円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	73万7,218円
支給実績(令和3年度決算)	8億1,793万7,000円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	81万8,756円

⑥ その他手当 (令和5年4月1日現在)

	⁷ —	∃							
手当名		港区		東	支給実績(令和4年度決		支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)		
扶養手当	配偶者6,000円子9,000円その他6,000円16歳~22歳の子の加算4,000円			配偶者 子 その他 16歳~22歳の子の加	6,000 9,000 6,000 算 4,000)円)円 1億1,347万6,	000円	19万3,315円	
住居手当	借家・借間に居住する職員のうち、月額 2万7,000円以上の家賃を負担する職員 27歳まで 2万7,000円 28歳から32歳まで 1万7,600円 33歳から 8,300円				・借	000円	17万5,791円		
通勤手当	選賃相当額 (支給限度額: 1月につき5万5,000円)		港区	3億5,868万9,	000円	17万9,165円			
管理職手当	幼稚園	長 107 97 園長 87	万7,600円 万1,500円 万2,300円 万9,600円 万4,700円	本庁課長	12万8,600円 9万2,600円 10万4,500円 8万 700円	1億2,513万9,	000円	114万8,066円	

(10) 特別職の報酬等の状況

(令和5年4月1日現在)

(- / 4/44		-							
	区 分	;	給料月額等						
	区長		124万9,500円						
給料	副区長		100万4,800円						
不可不干	教育長		93万3,600円						
	常勤監査委員		74万6,900円						
	議長		90万2,600円						
	副議長		78万 200円						
報酬	委員長		64万9,800円						
	副委員長		62万2,700円						
	議員		61 万 700 円						
	区長								
	副区長		6 月期 1.725 月分						
	教育長		12月期 1.925月分						
期末手当	常勤監査委員		3月期 0.25 月分						
	議長		計 3.90 月分						
	副議長								
	議員								
		算定方式	1期の手当額	支給時期					
		る給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額		>√\\\-1\\\-3\\\\\3\\\\					
	区長	勤続期間 1 年につき 449/100	2,244万1,020円						
退職手当	副区長	勤続期間 1 年につき 359/100	1,442万8,928円						
	教育長	勤続期間 1 年につき 269/100	753万4,152円	任期満了時					
	常勤監査 委員	勤続期間 1 年につき 215/100	642万3,340円						

注1 期末手当の支給月数は、令和4年度に支給された月数です。(令和5年度から3月期を廃止し、6月・12月期が均等になるよう配分) 注2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給割合に基づき、1期(区長、副区長及び常勤監査委員は4年=48月、 教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

(令和5年4月1日現在)

()	1 7 11 11	(1-111-1-7-1-7-1-7				
1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間			
38時間45分	20時間45公 欠款0時20公		正午~午後1時			

(2)職員の年次有給休暇の取得状況

(令和4年度)

総付与日数	総取得日数(A)	全対象職員数 (B)	平均取得日数(A)/(B)
55,907.2日	24,737.9日	1,539人	16.1日

注1 総付与日数とは、令和4年4月1日現在において各職員に付与された日数を全対象職員にわたって合計したものをいいます。 注2 対象職員は、区長部局の職員のうち技能労務職以外の一般職員(年度の中途に採用された者及び退職した者ならびに育児休

業中の職員、休職中の職員、派遣職員、再任用短時間勤務職員を除く。)です。

(3)子が出生した職員数、育児休業及び部分休業の取得者数 (令和4年度)(単位:人)

, , , ,	1772 42711 142 = 111111 11111 11111		1 1 2 2 7 1 1 1 1 1 1 1
区 分	子が出生した職員数	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	30	21	2
女性職員	43	43	67
計	73	64	69

注 育児休業及び部分休業の取得者数は、令和4年度に新たに取得した職員数です。

(4) 育児休業及び部分休業の承認期間

① 育児休業承認期間

(令和4年度)(単位:人)

			育児休業承認期間											
区分	分			6月超え 9月以下		1年超え 1年3月 以下	1年3月 超え 1年6月 以下	1年6月 超え 1年9月 以下	1年9月 超え 2年以下	2年超え 2年3月 以下	2年3月 超え 2年6月 以下	2年6月 超え 2年9月 以下	2年9月 超え	合計
男性職	溳	16	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	21
女性職	溳	1	0	7	3	8	2	4	3	1	3	3	8	43
計		17	1	10	3	9	2	4	3	1	3	3	8	64

② 部分休業承認期間

(令和4年度)(単位:人)

					剖	分分	、 業 承	認期	間				
区分			6月超え 9月以下		l年超え l年3月 以下	1年3月 超え 1年6月 以下	1年6月 超え 1年9月 以下	1年9月 超え 2年以下	2年超え 2年3月 以下	2年3月 超え 2年6月 以下	2年6月 超え 2年9月 以下	2年9月 超え	合計
男性職員	į 0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
女性職員	2	5	5	43	4	1	0	0	0	0	0	7	67
計	2	6	5	44	4	1	0	0	0	0	0	7	69

※1日の部分休業取得時間

区	分		30分超え 60分以下		90分超え	合計
男性職員		2	0	0	0	2
女性職員		12	30	13	12	67
計		14	30	13	12	69

(5) 配偶者同行休業の取得状況

		・オッ	AV IZ IVIVI									(11 J.H.I.	十八八十	1 <u>m</u> • / ()
					配。	葛	者 同	行 休	業承	認期	間			
区分	取得者数			6月超え 9月以下			1年超え 1年3月 以下	1年3月 超え 1年6月 以下	1年6月 超え 1年9月 以下	1年9月 超え 2年以下	2年超え 2年3月 以下	2年3月 超え 2年6月 以下	2年6月 超え 2年9月 以下	2年9月 超え 3年以下
男性職員	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	2	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	2	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	2

(6) 介護休暇の取得状況

区分	介護休暇			要介	〕 護 者 数(職員との	続柄別)		
	取得者数	配偶者	父 母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	4	0	3	0	1	0	0	0	0
女性職員	6	0	6	0	0	0	0	0	0
計	10	0	9	0	1	0	0	0	0

区 分	休	:暇の耳	又 得 形 ュ	\$	介 護 を 要 し た 期 間					
区 分	計	全日型中心	時間型中心	その他	計	1月以下	1月を超え2月以下	2月超		
男性職員	4	3	1	0	4	1	2	1		
女性職員	6	6	0	0	6	1	4	1		
計	10	9	1	0	10	2	6	2		

5 分限処分等及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分等の状況

(令和4年度)(単位:人)

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
町 終生績がよくだい場合	地公法第27条第2項 地公法第28条第1項第1号	0	0		0	0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	77		77	
	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少によ り廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0		0	
合 計		0	0	77	0	77	
地公法第28条第4項により失職した							0
地公法第28条第4項に基づく条例に	 [より失職しなかった者						0

津 地公法とは地方公務員法のことです。

(2) 懲戒処分等の状況

(令和4年度)(単位:人)

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令等に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	1	0	0	1	1
職務上の義務に違反し、又は 職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	1	0	0	0	1	0
合 計		1	1	0	0	2	1

注 地公法とは地方公務員法のことです。

6 服務の状況

(1)服務規律の遵守に関する取組の状況

(令和5年度)

		(市州3千皮)
取組内容	職員への周知方法	周知した内容
服務について	依命通達	職員の法令遵守、信用失墜行為の禁止について
	依命通達	勤務時間や休暇等の管理について
建康管理について	依命通達	職員が安全で健康に働ける職場作りへの取組、健康障害の未 然の防止について
動きやすい職場づくりについて	依命通達	定時退庁、超過勤務の縮減、計画的な年次有給休暇の取得、 時差出勤制度の活用、テレワークの活用などに努め、働きや すい職場づくりを推進することについて
動務時間の適正な管理について	依命通達	超過勤務命令の上限の設定及び条例に基づく上限規制の遵守並びに勤務時間中の喫煙、長時間の離席、スマートフォン等の私的利用などの禁止について
服務及び手当に関する届出について	依命通達	支給要件異動時の速やかな届出、不正受給の防止について
ハラスメントの防止について	依命通達	ハラスメントに関する正しい知識の習得と職場におけるハ ラスメント全般の防止体制の強化、人権問題の正しい理解と 社会意識の向上を図ることについて
章害等を理由とする差別の禁止について	依命通達	障害者に対して、不当な差別的取扱いは決して許されないこと、合理的配慮を適切に行うことについて
云わる日本語の活用について	依命通達	誰に対しても分かりやすく親しみやすい「伝わる日本語」の 活用を図ることについて
事務執行の適正化について	依命通達	適切・適正な事務処理を行う責務があること、職員の不注意・ 知識不足・懈怠による不適正な事務処理の未然防止、内部統 制制度の運用による適正な事務執行の確保に向けた取組の 徹底について
青報管理の徹底について	依命通達	港区情報安全対策指針、港区個人情報取扱指針及び港区特定個人情報取扱指針に基づく個人情報等の取扱い、職務上知り得た情報の取扱いについて
交通事故防止、飲酒運転の根絶について	依命通達	自動車運転時等(自転車運転時、歩行時も含む)の交通事故 防止、飲酒運転や飲酒運転ほう助の根絶を図ること、自転車 を利用する場合のヘルメットの着用について
妾遇について	依命通達	「あったかマナーみなと」に基づく接遇を心がけること、公 務にふさわしい服装の着用、不当行為等への対応について
兼業・兼職について	依命通達	許可・承認を得ずに、兼業・兼職を行うことができないこと について
利害関係者との会食・便宜供与の禁止等について	依命通達	公務員倫理の重要性、職務上利害関係にある部外者との会
社会的規範の遵守について	依命通達	通勤途上における、歩きながらスマートフォン等を操作する ような行為など、周囲に迷惑な行動は厳に慎むことについて
章書等を理由とする差別の禁止について 云わる日本語の活用について 事務執行の適正化について 青報管理の徹底について 交通事故防止、飲酒運転の根絶について 要遇について 大選について 大選について 大選について 大選について 大選について 大選について 大選について 大選について 大選について 大選について	依命通達 依命通達 依命通達 依命通達 依命通達 依命通達 依命通達 依命通達	ラスメント全般の防止体制の強化、人権問題の正しい社会意識の向上を図ることについて 障害者に対して、不当な差別的取扱いは決して許されたと、合理的配慮を適切に行うことについて 誰に対しても分かりやすく親しみやすい「伝わる日本活用を図ることについて 適切・適正な事務処理を行う責務があること、職員の不知識不足・懈怠による不適正な事務処理の未然防止、同制度の運用による適正な事務執行の確保に向けた関値について 港区情報安全対策指針、港区個人情報取扱指針及び港個人情報取扱指針に基づく個人情報等の取扱い、職務得た情報の取扱いについて自動車運転時等(自転車運転時、歩行時も含む)の交防止、飲酒運転や飲酒運転ほう助の根絶を図ること、を利用する場合のヘルメットの着用について「あったかマナーみなと」に基づく接遇を心がけるこ務にふさわしい服装の着用、不当行為等への対応についてがあったかマナーみなと」に基づく接遇を心がけるこ務にふさわしい服装の着用、不当行為等への対応についての、承認を得ずに、兼業・兼職を行うことができないて、公務員倫理の重要性、職務上利害関係にある部外者を、贈答品の授受等を厳に慎むことについて、公務員倫理の重要性、職務上利害関係にある部外者を、贈答品の授受等を厳に慎むことについて

(2)病気休暇の取得状況

区分	10 日未満		20~30 日未満	30~40 日未満						90日	合計
一般職員	31	15	7	12	5	1	6	2	7	47	133
教育職	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	4
計	31	17	7	13	5	1	6	2	7	48	137
再任用(外数)	4	2	1	1	0	1	1	1	0	4	15

7 退職管理の状況

管理監督離職者の再就職先の状況

	- 0100			
離職時の職	離職日	再就職先の名称	地位	再就職日
青南小学校長	令和4年3月31日	品川学藝幼稚園	園長	令和4年4月1日
税務課長	令和4年3月31日	一般財団法人 港区国際交流協会	事務局長 (常任理事)	令和4年4月1日
芝浦幼稚園長	令和4年3月31日	一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク	支援員	令和5年4月1日
白金台幼稚園長	令和5年3月31日	明治学院大学	非常勤講師	令和5年4月1日
高松中学校長	令和5年3月31日	星槎国際高等学校	非常勤教職員	令和5年5月1日
会計管理者	令和5年3月31日	一般財団法人 港区体育協会	事務局長	令和5年4月1日
高輪地区総合支所 副総合支所長	令和5年3月31日	社会福祉法人 東京聖労院 サン・サン赤坂	施設長	令和5年4月1日

注1 港区職員の退職管理に関する条例第3条第1項の届出に基づき掲載しています。

注2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に退職した管理監督離職者(課長級以上の職員、小中学校の校長・副校長、幼稚園の 園長・副園長)のうち、営利企業等に再就職した者を対象としています。

注3 営利企業等とは、営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政 法人は除く。)のことをいいます。

8 研修の状況

(1)研修実施計画

(令和4年度)

◇…区独自、■…共同研修を活用、◆…新規・充実・見直しの項目

			研	修区分	主な研修内容
		新任研修		新任研修 前期	◇ 人権、接遇、区政の現状と課題、文書事務、法律初級 他■ 特別区職員研修所「新任研修(記念講演)」を受講■ 特別区職員研修所「新任研修(経験者)」を受講
		修		新任研修 後期	◇ 区民に伝わるデザイン、メンタルヘルス 他 ■ 特別区職員研修所「新任研修(後期)」を受講
		研主修任	主任昇任時研修		◆主任として必要な ICT リテラシー、人権・同和問題の現状 他
			長課長補佐昇任時研修		◆ 係長級のためのマネジメント基礎 他
		***			■ 第一ブロック合同研修「課長補佐昇任時研修」を受講
		管 理	修	評価補助者研修	◇ 評価補助者の役割
	職	管理監督職研修		答 理聯見 允	◇管理職に期待すること、実務(議会対応、報道対応 他)
区研修	職層研修	職	子 管 管理職昇任前 報 理		■ 特別区職員研修所「管理職昇任前研修」を受講
修			人事評価研修	◇ 人事評価	
特			修	管理職昇任時研修	◇ 職場でのマネジメント、港区の危機管理、個人情報の適正な取扱い 等
別				管理職研修	◇ 人権、メンタルヘルス、危機発生時のメディア対応 等
共同				技能系新任職員研修	■ 特別区職員研修所「新任技能」を受講
研修		技	技能系中堅職員研修		■ 特別区職員研修所「現任技能」を受講
修 活 用		技能系研修	技能主任研修		◇ 技能主任としての役割認識とコミュニケーション力等の向上■ 特別区職員研修所「技能主任」を受講
(特別区共同研修活用科目を含む			技能長研修		◇ 技能長に期待すること、リーダーとしての役割・心構え■ 特別区職員研修所「新任技能長」を受講
含む				統括技能長	■ 特別区職員研修所「統括技能長」を受講
ŷ°)	悉	皆研修			 ◆ 接遇 ◆ 協働 ◆ 危機管理 ◆ 不適正事務の発生防止プログラム
	実務研修				◇ 実務担当者研修◇ 法律初級・中級◇ 法制執務研修◇ 新任職員OJT担当者研修◆ ハラスメント防止研修 他
					◇ 主任昇任選考対策ガイダンス◇ 管理職選考対策講座フォロー■ 管理職選考対策講座(第一ブロック合同研修)
	派	遣研修			◇ 早稲田大学人材マネジメント部会
職	場研	修			◇ 各部・課において企画・選択して実施

			研修区分	主な研修内容
			新任研修	■ 記念講演:特別区職員としての心構え ■ 後期:コミュニケーションスキル、接遇、仕事の進行管理
			管理職研修	■ 経験者:地方自治制度、地方公務員と公務員倫理、人権問題を考える■ 昇任前:特別区の現状と課題、労使関係、危機管理、議会対応、事例研究■ 昇任時:議会答弁
共同研修	特別区職員研修所	職層研修	技能系研修	 新任技能 特別区の清掃事業、非行防止、同和問題 現任技能 清掃事業の現状と課題、接遇、同和問題 技能主任 リーダーシップ、同和問題、接遇・クレーム対応、技能主任としての知識 新任技能長 技能長としての知識、コーチング、汚職等事故防止、同和問題、クレーム対応 転入(同和問題) 同和問題の現状、同和問題を考える 統括技能長 統括技能長 統括技能長の役割、同和問題、メンタルヘルス 他
			全職層	■ 公務員倫理 公務員としての自覚と責任を理解する 他
		専	門研修	■ 実務、保健・衛生・福祉、まちづくり
			台体経営研修	■ 自治体の人材育成、組織力向上 他
			テップアップ研修	■ 思考力・論理構築力向上、説明力・交渉力強化 他
		-	ポート研修	■ 講師等養成、公務基礎、講演会 他
		児童相談所関連研修		■ 児童福祉司任用前講習会、指定講習会 他
	#±. [ラ研修(調査・研究)等 三	■ 動物愛護管理行政、道路メンテナンス 他
	行》	<u> 沙区協</u>	議会及び合同講座等	■ 東京都立大学オープンユニバーシティ各種講座 他
	東列	京自治	研究センター	■ 月例フォーラム ■ 財政学校
	第-	ーブロ	ック合同研修	■ 教養講座、OA 研修、課長補佐昇任時研修、研修担当者研修

 (2) 研修の実施状況
 (令和4年度)

		研修区分	研修数	人 数(人)
	常	新任研修	1	90
	層	主任研修	1	54
	職層研修	管理監督者職研修	6	164
区研修	修	技能系研修	2	5
修修	悉皆	研修	4	1,620
	実務	研修	10	2,440
	自主	研修	2	4
	派遣	研修	3	7
		小計	29	4,384
職場	研修		213	1,048
		小計	213	1,048
	特	職新任研修	2	163
	別 区	職 新任研修 層 管理職研修 修 技能系研修	2	14
	職	修技能系研修	6	6
共	員	専門研修	58	102
共同研修	特別区職員研修所	自治体経営研修、ステップアップ研修、サポート研修、児童相談所関連 研修、試行研修(調査・研究)等	40	103
	特別	区協議会及び合同講座等	36	5
	東京	自治研究センター	8	3
	第一	ブロック合同研修	9	66
		小計	161	462
		合 計	403	5,894

注 参加人数については、複数の研修に参加している場合、重複して計上しています。

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害認定状況

			通勤災害			
職員数	令和4年度中	 Pの認定件数	公務災害	令和3年度中の	令和4年度中の	令和3年度中の
1775 354	公務上	公務外	発生率	認定件数(公務上)	認定件数	認定件数
2,262人	11	0	4.86‰	13	4	8

注1 発生率(‰パーミル)は、職員1,000人当たりの公務上認定件数の割合です。

注2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数で、区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び再任用職員を含み、会計年度任用職員 及び派遣職員を除いています。

(2)健康診断の状況 (令和4年度)

対象職員数	受診数	受診率
2,107人	2,075人	98.48%

注1 対象職員数は、令和5年1月1日現在の人数で、副区長、教育長、常勤監査委員及び再任用職員を含み、区長、指導主事、幼稚園教育職員、会計年度任用職員、派遣職員及び病気休職者を除いています。

注2 受診数は、対象職員のうち育児休業取得者・他の医療機関で受診した人を除いています。

(3)職員住宅の設置状況

(令和5年4月1日現在)

住宅の	種別	戸 数
災害対策住宅	家族	90
· 次音刈束住七	独身	92
合	計	182

注 教職員住宅「家族」14戸、「独身」3戸を含みます。

(4)港区職員厚生会

職員相互の扶助と福利厚生の充実を図るため設置された団体で、2,351人の会員により構成されています。主な事業は、給付(慶弔見舞)、リフレッシュ補助、文化・体育事業、職員食堂運営です。

(令和5年4月1日現在)

		(- - - - - -
会員数	2,351 人	
職員会費	給料月額×4.5/1000(会計年度任用職員は任意加入で月額 650 円)	
令和5年度区補助金予算額	35,521,000 円	
区負担割合	会費:負担金=1:1	

(5) 苦情処理委員会の取扱状況

区分	取扱件数
令和4年度	1件

10 特別区人事委員会の業務状況

(1)採用試験

令和4年度の採用試験は、Ⅰ類【一般方式】〔事務、土木造園(土木)、土木造園(造園)、建築、機械、電気、福祉、心理、衛生監視 (衛生)、衛生監視(化学)、保健師〕、Ⅰ類【土木・建築新方式】〔土木造園(土木)、建築〕、Ⅲ類(事務)、障害者を対象とする選考 (事務)、経験者〔1級職 [事務、土木造園(土木)、建築、機械、電気、福祉、児童福祉、児童指導、児童心理〕、2級職(主任)[事 務、土木造園(土木)、建築、福祉、児童福祉、児童指導、児童心理〕、3級職(係長級)[児童福祉、児童指導、児童心理]〕及び就職 氷河期世代(事務)について実施しました。

受験者数は、15,878人、合格者は、4,250人、倍率は、3.7倍でした。

(令和 4 年度)

		採用予定 人数(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	第1次 合格者数 (人)	第2次 受験者数 (人)	合格者数 (人)	倍率 (倍)
I 類 【一般方式】		1,454	10,975	9,861	89.8	5,480	4,390	3, 104	3.2
I 類 【土木・建築新方式】		27	92	82	89.1	74	63	52	1.6
Ⅲ類		136	2, 995	2,561	85.5	937	702	435	5.9
	障害者	76	220	169	76.8	162	152	72	2.3
	1級職	248	1,977	1,500	75.9	633	604	353	4.2
経験者	2級職 (主任)	132	1,122	828	73.8	346	330	168	4.9
	3級職 (係長級)	18	23	22	95.7	22	19	13	1.7
就	職氷河期世代	34	1,136	855	75.3	164	161	53	16.1
	合計	2, 125	18, 540	15,878	85.6	7,818	6,421	4, 250	3.7

(2)管理職選考

令和 4 年度の管理職選考は、23 区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計で、受験 者数 684 人、合格者数 187 人、合格率 35.1%でした。

(令和 4 年度)

	有資格者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
I 類	15,693	732	641	155	31.6
Ⅱ類	845	49	43	32	74.4
合計	16,538	781	684	187	35. 1

[※] 有資格者数、申込者数及び受験者数については、全部受験方式、分割受験方式及び免除受験方式の人数を記載しています。

[※] 合格者数及び合格率については、当該年度に合格となる全部受験方式及び免除受験方式の人数及び合格率を記載しています。